

# 旧小諸本陣 保存修理工事の進捗状況

昨年7月から工事に着手し、第1期として本年6月末まで工事を進めています。第1期工事では、建物の内外壁や造作、天井などを取り外し、近現代に行った改造部分について調査しました。

図 文化財・生涯学習課 文化財・生涯学習係

## 解体の様子



主屋一階  
内外壁、造作が取り外された状態



主屋二階  
内壁、天井が取り外された状態



番付(ばんづけ)  
部材(建具等)は復元のため、元位置を記録し保管



火事により燃えた形跡  
明治10年頃に火災発生記録がある



表門屋根  
近代に修繕した形跡



古文書  
内壁や襖の下地とされていた

今後は、第2期工事として、7月から前面道路や隣地との間に適切な工事スペースを確保するために、建物の位置を移動させる「曳家」を行います。その後、9月頃から建物を雨風より保護し作業の足場となる仮の屋根「素屋根」の建設を行い、屋根の取り外しを進めていきます。

これらは、建造物の修復にかかる高度な技術ですので、様々な方法で情報をお届けします。

## 特定外来生物の駆除にご協力ください

これらの3種は、特定外来生物に指定されています！

敷地内等で見ついたら駆除しましょう！

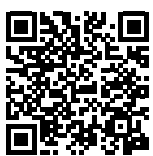


### 駆除・処分方法

処理する際は、**根こそぎ**駆除しましょう。同じ場所で、翌年も続けて抜き取りすると効果的です。また、場所によっては除草剤による駆除も効果的です。

**抜いたその場所**から種子が飛散して**拡がらないよう**、小諸市指定の燃やすごみの袋に入れ、**しっかりと口をしぼって**集積所に出しましょう。

図 生活環境課 生活環境係



↑特定外来生物についての詳細(環境省HP)

特定外来生物とは、海外起源の外来種で生態系や人の生命・身体・農林水産業への被害を及ぼすもの、また及ぼす恐れのある生物で、外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)に基づいて指定された生物の事です。

特定外来生物に指定された生物は、飼養・保管・運搬・売買・譲渡・輸入・野外に放つこと・種をまく事等は原則禁止されており、違反すると罰則が科せられることもあります。

